

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

税務課 ☎66・1116

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(水)です。8月中旬に県から納税通知書を送ります。最寄りの金融機関、コンビニエンスストア・コンビニ収納システム(納付書の納付金額が30万円以下)、県税事務所まで納付してください。

なお、ペイジーに対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできます。ただし、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は金融機関など(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。

納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので希望される方は金融機関の窓口で手続きください。ただし、手続きの時期により、第2期分からの取り扱いとなる場合があります。

問合せ先 東三河県税事務所課
税第1課(☎05332356127)

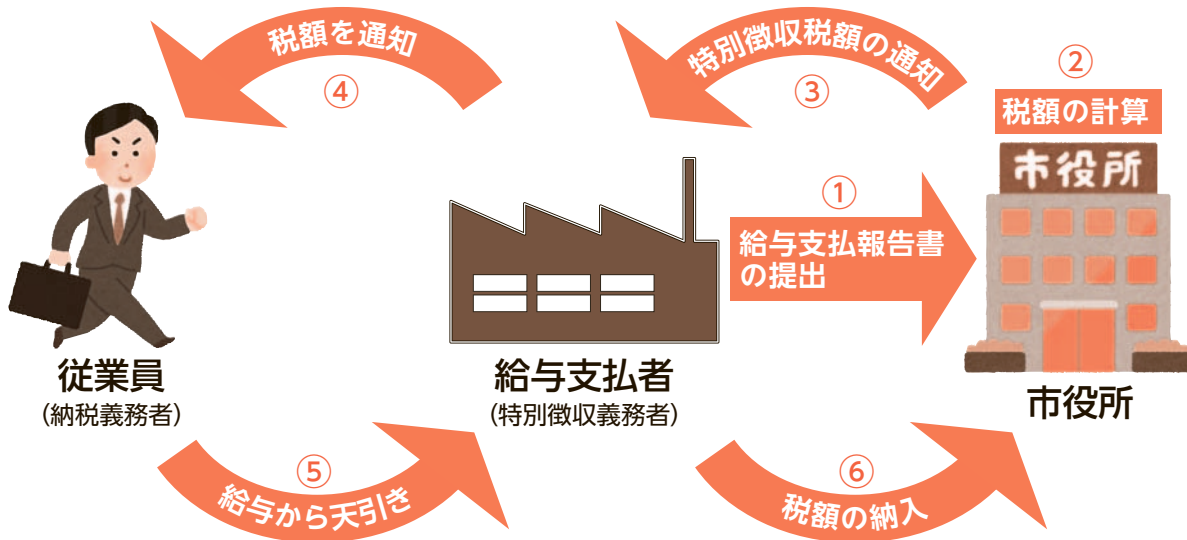
平成28年度から個人住民税特別徴収義務者の一斉指定を実施しています

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収(天引き)し納入する制度です。

所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者は、原則として、アルバイト、パート、役員などを含むすべての従業員の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務付けられています。



特別徴収の流れ



◎メリットはあるの?

- ・個人が、納税のために金融機関などに出向く必要がなくなります。
- ・納め忘れがありません。
- ・年税額を12回に分けて天引きするので、1回あたりの負担が少なくなります。(普通徴収は税額を年4回の納入)

◎事業所は何をすればいいの?

該当する事業所は、特別徴収義務者に指定されます。税額の計算は給与支払報告書によって市が行い、従業員ごとに毎月特別徴収で納入する額を通知します。税額を計算する必要はありません。翌月10日までに納入してください。

税務課 ☎66・1116